KEIZAI DOYUKAI

電気通信事業ガバナンス検討会 報告書(案)に対する意見
（パブリック・コメント）

2022 年２月４日
公益社団法人経済同友会
規制・競争政策委員会委員長　間下直晃
データ戦略・デジタル社会委員会委員長　寺田航平

今般、総務省から公表された「電気通信事業ガバナンス検討会 報告書（案)」について、以下のとおり意見を述べる。

Ⅰ.総論:新たな法体系の構築も含め、再検討を求める

データ管理と規制のあり方は、利用者保護とともに、経済成長戦略や安全保障、対象となる事業者の負担などに関わる重要なテーマであり、多様なステークホルダーによる多面的な検討が必要である。今般の電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）をめぐっては、検討会が示した方向性に対して様々なステークホルダーが意見を示しており、マルチステークホルダーの参画による十分な検討に基づく合意形成が行われてきたとは言い難い。

本来、経済活動に係る規制はイノベーション促進および利用者の利益増進等の観点から、厳格な事後監視・監督を中心とし、特別な事情がない限り事前規制は行うべきではない。

それにもかかわらず、今般の検討では、規制の目的が明確に示されてはいない。利用者の不安を取り除くという抽象的な法益の提示にとどまっているため、報告書（案）が求める規制の実効性やその手法の適正性を判断できない。また、利用者が現在直面しているリスクや電気通信事業者の届出制の要否も含めた規制の必要性・有効性、善良な事業者への負担の大小等について、多様なステークホルダーによる十分な検証や議論がなされないまま、広範な対象に向けて事前規制を課すべきではない。

したがって、政策目的の明確化と規制の実効性の観点から、あらためて多様なステークホルダーが参画した開かれた議論の下での再検討を求める。なお、その際には、従前の電気通信の範疇を大きく超えるインターネットサービスの急速な発達と利用者保護の重要性を踏まえ、電気通信事業法とは異なる新たな法体系の構築も視野に入れるべきである。

Ⅱ. 電気通信事業ガバナンス検討会 報告書(案)に対する個別の意見

今後の法律改正に向けた検討にあたっては、下記４点を重視すべきと考えている。

(1)　法改正の意義を明確化し、それに応じた実効性ある制度とすべき
(2)　規制が適用される対象・事業範囲を明確に定義するべき
(3)　将来のイノベーション創出を阻害することのないよう、規制の範囲や影響を十分に考慮すべき
(4)　様々なステークホルダーを交えた透明性の高い議論がなされるべき

上記の観点に基づき、「電気通信事業ガバナンス検討会　報告書（案)」の中で、特に懸念する点について意見を述べる。

【P50～53】「第三号事業を営む者」の対象範囲と求められる対応について

利用者保護の視点は重要であるものの、広範な規制の存在が事業者を委縮させ、イノベーションや新事業の創出を抑制する恐れがある。今回の報告書（案）においても、多様な事業創造・イノベーションに対する社会的要請への考慮が明記されているが、案中で示されている基準では、事業者にとって自らが当該規制の対象に該当するかどうか、即座の判断が難しい。今後の検討にあたっては、規律の対象者を必要最小限の範囲にとどめるとともに、明確な基準の設定を求める。

また、今般、経済界から懸念が示された背景には、これまで規制対象とされていなかった事業者に対して、新たに規制を課すことになるにもかかわらず、事業者への説明や意見募集の機会が乏しかったことも一因である。法改正の意義を明確に示すとともに、対象範囲や求められる対応を事業者に丁寧に説明することを求める。

【P63～66】定期的な規制の見直しと検証について

デジタル技術の進展に伴い、電気通信事業の内容や取り巻く環境は日々刻々と変化している。そのため、規制導入後も定期的な見直しと検証が不可欠である。その際には、データ管理が成長戦略や経済安全保障に関わる重要テーマであることに鑑み、法律やそれに基づく政令等の見直しにあたっては、経済界を含めた様々なステークホルダーによる透明性の高い議論を実施すべきである。また、電気通信事業参入マニュアルの改定に際しては、特に事業者の意見を踏まえながら検討することで、参照する事業者が理解しやすい内容に整備する必要がある。

以上